

西宮市立甲山墓園の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立甲山墓園について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市立甲山墓園
(西宮市甲山町外)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 一般社団法人 西宮高齢者事業団
代表者 代表理事 望月 仁一
所在地 西宮市青木町3番20号

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 西宮市立甲山墓園（以下「甲山墓園」という。）の使用の許可に係る申請の受理に関する事務
- (2) 甲山墓園の使用の承継に係る申請の受理に関する事務
- (3) 甲山墓園の返還に関する事務
- (4) 甲山墓園の埋葬等の届出に関する事務
- (5) 甲山墓園の工作物等の設置等の許可に関する事務
- (6) 甲山墓園の使用者の募集に関する事務
- (7) 甲山墓園の無縁墳墓の整理に関する事務
- (8) 甲山墓園の施設及び設備の維持管理
- (9) その他甲山墓園設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで